

参加費無料

定員30名

令和6年1月から完全義務化!!

電子帳簿保存法対応セミナー

令和6年1月から全事業者の対応が必要となる「電子帳簿保存法」が開始され、電子取引については保存要件に合致した電子データの保存が必要となります。例えば、請求書や領収書を電子データで受理した場合には、印刷したものではなく電子データでの保存が必要となります。

池田町商工会では、電子帳簿保存法の概要や実務上のポイントなどについて、わかりやすく説明いたしますので、是非この機会にご参加ください。

日時

令和5年11月29日（水）15:00～16:30

場所

池田町商工会館 2階研修室

講師

三浦会計事務所
公認会計士・税理士 三浦 陽平 氏

内容

- 電子帳簿保存法の概要
- 電子帳簿保存法の要件について
- 税制改正のポイント
- 実務上のポイント など



申込方法

下記参加申込書を記入の上、FAX（0585-45-8186）
または申込QRコードからお申し込みください

お申込み・お問合せ先 池田町商工会 岐阜県揖斐郡池田町六之井1480-1
TEL：0585-45-8000 FAX：0585-45-8186

※この事業は、町の補助を受け実施しています

『電子帳簿保存法対応セミナー』参加申込書

事業所名		住所		 申込QRコード
業種		電話番号		
参加者名		参加者名		

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの目的以外で使用することはありません。